

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月24日

【会社名】 ナカバヤシ株式会社

【英訳名】 NAKABAYASHI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 湯本秀昭

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区北浜東1番20号
(大阪本社ビル建替えのため一時移転し、実際の業務は下記の場所で行っております。)
大阪府大阪市城東区中央2丁目1番23号

【電話番号】 大阪(06)6943-5555

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理統括本部長 作田一成

【最寄りの連絡場所】 東京都板橋区東坂下二丁目5番1号

【電話番号】 東京(03)3558-1255

【事務連絡者氏名】 取締役 東京本社長 淡路克浩

【縦覧に供する場所】 ナカバヤシ株式会社東京本社
(東京都板橋区東坂下二丁目5番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2019年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金12円 総額308,755,344円

ロ 効力発生日

2019年6月24日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、辻村肇、湯本秀昭、中林一良、中之庄幸三、作田一成、前田洋二、黒川修、西口和広、松南修、淡路克浩および山口伸淑の11氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、杉原茂幸、中務尚子および八文字正裕の3氏を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、小林章博の1名を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を割り当てることとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	184,436	268	0	(注)1	可決 (99.85)
第2号議案 取締役(監査等委員 であるものを除 く。)11名選任の件					
辻村 肇	172,305	12,399	0		可決 (93.29)
湯本 秀昭	172,666	12,038	0		可決 (93.48)
中林 一良	184,023	681	0		可決 (99.63)
中之庄幸三	184,126	578	0		可決 (99.69)
作田 一成	184,140	564	0	(注)2	可決 (99.69)
前田 洋二	184,099	605	0		可決 (99.67)
黒川 修	184,151	553	0		可決 (99.70)
西口 和広	184,151	553	0		可決 (99.70)
松南 修	184,148	556	0		可決 (99.70)
淡路 克浩	183,830	874	0		可決 (99.53)
山口 伸淑	182,276	2,428	0		可決 (98.69)
第3号議案 監査等委員である 取締役3名選任の件					
杉原 茂幸	182,374	2,330	0	(注)2	可決 (98.74)
中務 尚子	177,813	6,891	0		可決 (96.27)
八文字正裕	184,310	394	0		可決 (99.79)
第4号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件				(注)2	
小林 章博	184,252	452	0		可決 (99.76)
第5号議案 取締役(監査等委員 であるもの及び社外 取締役を除く。)に 対する譲渡制限付株 式の割当てのための 報酬決定の件	184,003	701	0	(注)1	可決 (99.62)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。